

第6 地域推進方針の進行管理等

1 目標達成のための推進体制と関係者の役割

この推進方針は、住民・患者の視点に立ち、保健所や町などの行政機関、医療提供者、関係団体及び地域住民が、地域の最も重要な社会基盤の一つである医療提供体制の確保に向け、ともに考え、ともに行動するための基本的な指針として策定するものであり、本推進方針を着実に推進するために、各主体が本推進方針の基本理念のもと、共通の目標達成のために協働して取り組むことが不可欠です。

このため、それぞれに期待される役割を次のとおりとします。

(1) 保健所

浦河保健所及び静内保健所は、医療提供者、関係機関・団体等と緊密な連携のもと、本推進方針に沿って、地域保健医療の広域的・専門的・技術的な拠点として各種事業を推進します。

また、地域の実情を踏まえ、5疾病及び5事業及び在宅医療に関する取り組みを中心に本推進方針を推進します。

<「推進方針」に沿った主な取組>

- ・医療提供者をはじめとする関係者からなる「日高保健医療福祉圏域連携推進会議」の運営
- ・医療連携体制に係る地域の医療情報の収集、整理、活用
- ・目標等について、定期的に検証するなど、目標達成に向けた取組
- ・関係機関、団体と協力し「地域連携クリティカルパス」の導入を促進
- ・住民・患者の医療機関への適正受診等についての普及啓発
- ・地域特性に応じた取り組み

(2) 日高保健医療福祉圏域連携推進会議

地域の医療提供者及び関係団体、町、介護・福祉関係者などで組織し、生活習慣病などの発症予防に関する取り組み、急性期から回復期などを経て在宅療養に至るまでの切れ目のない医療連携体制の構築、在宅医療を支える介護・福祉との連携などについて協議を行うとともに、本推進方針の進捗状況について検証等を行います。

(3) 医療提供者

医療機関は自らの医療機能や地域医療に果たす役割を明確にし、他の医療機関と連携して地域において適切な医療サービスを継続的に提供します。

また、医師等の医療従事者は、自らの資質の向上に努め、それぞれの専門性を発揮しながら協力してチーム医療を推進していくことはもとより、地域において、医療連携体制の構築にも積極的に協力します。

(4) 関係団体

医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会をはじめとする関係団体は、医療提供者、行政など関係者ととともに継続的に適切な医療サービスを提供する体制の整備に努めるとともに、住民に対し必要な情報提供や適切な受診等についての普及啓発を行います。

(5) 地域住民

自らの健康の保持増進に努めるとともに、医療の利用者、費用負担者として、地域の医療体制を理解し、限りある医療資源を効率的に活用しながら、病状や状態に応じた適正な受診に努めます。

(6) 日高圏域地域医療構想調整会議及び地域医療構想専門部会

将来の病床数の必要量を達成するための方策その他地域医療構想の達成を推進するために必要な協議を行うための「協議の場」として設置した当会議及び専門部会であるが、構想の推進のために5疾病・5事業の連携等の必要性及び在宅医療等の推進、医療従事者等の確保についても検討を行っている。

推進方針の目標達成のために、「地域医療の連携の場」である当会議等も活用する。

2 他圏域との連携

疾病・事業によっては、圏域において完結することが困難な事例もあることから、第二次医療圏を越えた広域的な連携に向けて協議を進める。

「広域的な協議の場」として、保健医療福祉圏域連携推進会議等を活用するとともに、隣接する圏域の協議会への当圏域自治体の参加（オブザーバー出席）については、保健所間で調整します。

3 地域推進方針の進行管理

地域推進方針の取組状況及び連携体制の進捗状況について、定期的に把握のうえ、日高保健医療福祉圏域連携推進会議において検証し、必要な取り組みを推進するなど、進行管理を行います。